

中小企業脱炭素経営推進事業のうち 「中小企業への脱炭素経営導入支援業務委託」に関する公募仕様書

本手続きは、令和7年度当初予算成立を前提とした事前手続であり、県議会において令和7年度当初予算が否決された場合または本事業予算が削除された場合には、手続きを中止し、契約を締結しないことがある。

1 業務名

中小企業への脱炭素経営導入支援業務委託

2 目的

県では、「2050（令和32）年度に県の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す」としており、その中期目標として「2030（令和12）年度における県の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減する」ことを目指している。

この目標達成に向け、本業務では、県内中小企業を対象に、「温室効果ガス排出量の算定」及び「温室効果ガス排出量の削減目標の設定」を支援することにより、県内企業への脱炭素経営の普及を促進する。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託内容等

(1) 支援対象事業者

次の条件をいずれも満たす事業者とする。

- ・ 中小企業（中小企業庁の「中小企業・小規模企業者の定義」に準じる）であること。
- ・ 県内に事業所を有していること。（支援対象は当該事業所のみとする。）

(2) 委託業務の内容

ア 事業の周知、支援企業の募集

(1)の事業者への事業周知を行うため、県と協議の上、本事業の概要が分かる資料（チラシ）を作成すること。

また、本事業の周知を目的としたセミナーを2回以上開催すること（WEBセミナーも可）。

イ 温室効果ガス排出量の算定支援

(1)の事業者を対象に、事業活動に伴うエネルギーの使用状況等を基に、受注者が開発した温室効果ガス排出量管理システム（算定ツール）を利用して、少なくとも令和6年4月以降の温室効果ガス排出量を月毎に数値化し明示するとともに、排出削減に向けた助言を行うこと。

また、温室効果ガス排出量管理システムのサービスを、支援対象事業者の登録から令和8年3月31日までの間、支援対象事業者の費用負担なく提供すること。

なお、数値化の対象は、少なくとも「企業が、燃料の燃焼や製品の製造などを通じて直接排出する温室効果ガス（Scoop1）」「企業が、他社から供給された供給された電気・熱・蒸気を使うことで、間接的に排出される温室効果ガス（Scoop2）」とすること。

ウ 温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援

(1)の事業者を対象に、イの算定結果等を基に、部門別のエネルギー使用状況などの詳細を解析し、国際認証基準（中小企業版ＳＢＴ認定）に沿った、２０３０（令和１２）年以降の温室効果ガス排出量の削減目標を設定すること。

なお、ＳＢＴ認定の手続きに要する費用は、本支援の対象外とする。

エ 支援を行った事業者に対する助言等

支援を行った事業者において温室効果ガス排出量を継続的に把握できるよう、助言を行うこと。

また、本業務終了時に、支援を行った事業者自らの負担で排出管理システム（算定ツール）のサービスを継続して利用する場合には、イ及びウのデータを引き継ぐこと。

オ 県への定期報告

月末における下表に掲げる報告事項を取りまとめて、県に対して翌月の１０日までに報告すること。

なお、支援途中の場合は空欄の状態でも報告してもよい。

	報告事項名	報告内容
ア関連	WEB セミナー等の開催状況	開催日、開催方法、参加者数、参加者リスト
イ関連	温室効果ガス排出量の算定支援の実施状況	支援の申込があった事業者・事業所の数 支援を完了した事業者・事業所の数
	温室効果ガス排出量の算定支援を行った事業者に関する情報	事業者名、本社所在地、業種、資本金の額、従業員数
	温室効果ガス排出量の算定支援を行った事業所に関する情報	事業所名、事業所所在地、従業員数
	温室効果ガス排出量の算定支援の結果	事業者毎の温室効果ガス排出量の算定結果、排出削減に向けた助言内容
ウ関連	温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援の実施状況	支援申込があった事業者・事業所数 支援を完了した事業者・事業所数
	温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援を行った事業者に関する情報	事業者名、本社所在地、業種、資本金の額、従業員数
	温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援を行った事業所に関する情報	事業所名、事業所所在地、従業員数
	温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援の結果	事業者毎の温室効果ガス排出量の削減目標の設定内容

カ 県への中間報告

令和７年１２月末時点において、オに掲げる報告事項を取りまとめた中間報告書を策定すること。

キ 県への中間報告・成果報告

事業終了時に、オに掲げる報告事項のほか、本事業で得られた成果、中小企業への脱炭素経営導入に係る課題等を取りまとめた成果報告書を策定すること。

ク その他

上記に掲げた項目・内容に加えて、受注者が公募型プロポーサルの企画提案書に記載した内容を発注者と協議の上、実施すること。

(3) 支援を行う事業者の数

温室効果ガス排出量の算定支援 : 300社

温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援 : 55社

(4) 実施体制

本業務を円滑に遂行できるよう、必要な人員配置を行うこと。

(5) 連絡体制

土日祝日及び12月29日から1月3日までを除き、9時00分から17時までの間、県担当者と連絡が取れるようにすること。

なお、連絡方法は、電話、電子メール及びオンライン会議システムとする。

5 提出書類

受注者は、契約締結後、次の関係書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。

各書類の様式は、甲からの別途指示がない限り、乙の標準様式とする。

提出書類	提出期限	提出方法
打合議事録	初版は打合後5営業日以内、 修正承認は10営業日以内	電子メール
作業実施体制表	契約締結後14日以内	
作業実施計画書		
工程表		
定期報告書	毎月10日まで	
中間報告書	令和8年1月15日（水）	・製本済み冊子 （A4判、カラー）2部 ・電子媒体 （CD-R 又は DVD-R）1式
成果報告書	令和8年3月31日（火）	

6 成果の帰属

- (1) 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利をいう。以下、同様。)をはじめ、本業務の成果品における一切の権利(以下、「著作権等」という。)は、県に帰属する。

やむを得ない事情により著作権等の譲渡ができないものについては、受注者は、県が本業務の成果物を事業目的の範囲内で契約期間終了後に活用できるよう、必要な使用許諾を県に与えること。

- (2) 本業務の実施に際し、第三者の著作権、肖像権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任と費用負担を負うものとする。

7 経費負担

本委託業務を実施するに当たって必要となる経費は、特段の定めのない限り、受託者の負担とする。

8 再委託

本業務の全部又は大部分を再委託してはならない。

ただし、事前に甲の承認を得た場合は、本業務の一部を再委託することができる。

9 金額積算の補足

- (1) 本委託業務に要する費用の見積もりは、「事業の周知、支援企業の募集」「温室効果ガス排出量の算定支援」「温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援」に区分して行うこと。
- (2) 「温室効果ガス排出量の算定支援」「温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援」については、支援が完了した事業者数に応じて支払いを行うので、1事業者あたりの費用についても明示すること。
- (3) 本業務の支払い方法は下表のとおりとする。ただし、支払い方法の詳細については、契約書によるものとする。

区分	支払方法
事業の周知、支援企業の募集	事業終了後に一括して支払い
温室効果ガス排出量の算定支援	令和7年12月末時点の実績に基づき中間払いを行い、令和8年3月末時点の実績に基づき清算払いを行う
温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援	

10 留意事項

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (2) 受注者は、業務の運営上取り扱う個人情報等を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 作成する資料において法令、外部資料及びデータの出典等は、全て明確にしておくこと。
- (4) 本業務に関し、受注者が県から受領又は閲覧した資料等は全て返却することとし、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (5) プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を受注者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した物を県に提出すること。

11 その他

本業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め県と協議の上、その指示または承認を受けること。